

華人社会における伝統ファミリー企業の相続に関する研究

——日本伝統ファミリー企業との比較において——

官 文 娜

三六

はじめに

いわゆる企業とは、営利を目的とし、一定の計画に基づいて経済活動に従事する経済主体、あるいは経済単位である。ファミリー企業はこうした経済主体の原形であり、歴史のもっとも長いものであり、いかなる社会形態の下でも見られる一種の経済形態である。その特徴はその経済に関するあらゆる権限が一般的には家長の手中に握られ、さらに血縁親縁によってつながる家族構成員の中で代々受け継がれ、多くのファミリー企業の経営権と管理権はその初期とその後相当長い期間と程度で全ての権限と一体となり、家族構成員に掌握される。

ファミリー企業と人では寿命が異なり、いかなるファミリー企業も末長く発展することを期待している。このためファミリー企業の所有者は晩年になって、あるいは臨終に、みなファミリー企業を誰に継承させるかという重大な決断に迫られるのを避けられない。

ファミリー企業を家族構成員のうちの誰が継承するか、すなわちファミリー企業の継承形式は、国や民族の家族血縁構造によって決まる。例えば中国では、古代の宗法家族と宋代以降の宗族の間には明確な発展と変化がある^①。しかし、古代の宗法家族かあるいは宋代以降の宗族の血縁構造かを問わず、男性の子孫はみな宗族の一員と見なされ、宗族の構成員としての資格を持っていたが、血縁家族内における女性は男性とは同

族の資格を持つ家族構成員とは見なされなかった。このため、中国では家産の「諸子均分」が行われ、女子の相続権を排除していた。そこで財産の「諸子均分」が家族財産相続の法的な形式となり、これによって民間の「息子に伝えて娘に伝えず、嫁に伝えて婿に伝えず」という社会の風習が形成された。

ファミリー企業は完全に家産を等分しているわけではなく、例えばあるファミリー企業は不動産を分割する方法がなく、こうした場合、ファミリー企業は子供がみなで共有し、その後ふたたびその共有していたメンバーのうちの一人が主管するということがあり得る。この時ファミリー企業の主管権はしばしば家族構成員の激しい争奪の対象になる。「諸子均分」によってもともとあったファミリー企業が蓄積してきた家産が次第に分割されて少なくなっていくためか、家族内の紛争によってかを問わず、ファミリー企業の多くは「一代目は創業し、二代目でその基盤を固め、三代目で減ぶ」という宿命を避けられなかった。さらに法定上の家産の「諸子均分」は子孫らの家族に対する依頼心を助長し、裕福に育った子弟がファミリー企業を管掌するとなるとますます「富は三代を過ぎず」の悪運を逃れる術がなくなるのであった。

ある資料によれば、ファミリー企業の平均寿命は僅か二四年に過ぎず、^③ ちょうど企業の創始者の平均就業年数と同じである。アストラチャン（二〇〇〇年）の計算では、アメリカには三十%のファミリー企業しか

二代めに継承できておらず、十二%のファミリー企業しか三代目に継承できず、三%の企業しか三代目以降に継承できていないという^④。中国においてだけ「富は三代を過ぎず」なのではなく、「富は三代を過ぎず」は世界的に意味を持つものである。

しかし日本のファミリー企業はこれに反する例証を提示している。日本の帝国データバンクの史料館・産業調査部の調査によって約一二五万社のうち、宗教法人や学校法人、医療法人などの非営利法人を除いた一八万四七四社の中で、創業または設立から一〇〇年以上（一九〇八年以前に創業または設立）の企業は一万九五一八社、ほぼ二万社になる。企業全体の約一・六%が一〇〇年以上の歴史を持っている老舗だ。また、創業二〇〇年以上は九三八社、三〇〇年以上は四三五社にのぼる。もっとも、個人営業だったり、創業年がはっきりしなかったりして、帝国データバンクで把握しきれない企業もあるため、実際の数はそれより多くなるはずだ。光産業創成大学院大学の後藤俊夫教授は、創業から一〇〇年以上の老舗は約五万社、二〇〇年以上の老舗を約三〇〇〇社と推定している^⑤。さすが日本は世界一の「老舗大国」だと言える。

本稿では中国大陸、香港、台湾、または東南アジアにおける華人の伝統ファミリー企業の相続の例をそれぞれ挙げ、また華人親族の血縁構造の分析を含んでいて、華人社会における「家」の特徴を探す。これを基礎として、日本の住友企業を例に、その源と養子、婚養子の相続、特に十八世紀に起きた「住友家事一件」と呼ばれる家族内の紛争を詳しく検討し、それが三、四〇〇年続いて二〇代に亘って伝承してもなお衰えることのない秘密について論じ、中国の伝統的なファミリー企業の相続形式との比較を通して、華人社会における「家」と日本人の「家」が内包する文化的特質への理解を一層深め、異なる文化的思考について提示したい。

一 中国の「諸子均分制」と日本の「男子一人相続制」

1 中国の「諸子均分制」

家産の「諸子均分」は中国唐代の律令の「戸令」に見られ、その意義はまず、家産の相続において女子の相続権を排除し、法律で男性の子孫のみ家族構成員としての資格を認め、家産の相続を可能とすることにある。次に、男性の子孫の家産相続において財産を均等に分割しないこととで兄弟間の紛争が起こるのを避けることにある。

しかしそれにもかかわらず、中国史上のどの時期でも、どの地域の華人社会でも、家業や家産の相続をめぐる兄弟が反目し合う事例はしばしば見られる。その深刻な結末は祖先が苦勞して創業して得た家産を一代、二代と子孫が均分していくことで次第に小さくなり、それに兄弟間で陰に陽に闘争を繰り返して、裕福に育った子孫が贅沢に消費し、家業や家産は遂に小さな音を立てて没落していき、そして滅びてゆく。著名な北京の老舗である瑞蚨祥綢布店もその運命を免れなかった。

瑞蚨祥商家は山東省にその起源があり、早くも一八〇〇年より前に、孟姓の家族はすでに「直隸一集（辛集）、山東一村」の山東省第一大鎮「周」という村の富豪になっていた。孟家は清の嘉慶年間（一七九六～一八二〇年）に四人の子を持ち、三恕堂、其恕堂、容恕堂、衿恕堂の四家に分かれた。最初は土地を共有し、周村に設けた万蚨祥店も共有のものであった。土地と商業経営によって大量の財産を蓄積した後、各家は外へ向かって発展し始め、四人の兄弟はそれぞれ済南、天津、保定、瀋陽、北京などで開店したが、第四家の衿恕堂だけが一八九三～一九一七年に資本が急速に発展し、所属企業は二四件に達し、雇用労働者は千人余りになり、資本額は計り知れないくらいになり、一九五六年の「公私合営」

の時に株式の数を整理したところによると、第四家の衿恕堂の泉祥と瑞蚨祥の二系統の資本だけが人民元二二〇万元に達していた。

四番目の衿恕堂には三人の子がいて、克勤、克儉、克恭の三家に分かれていたが、長男は早くに亡くなり、次男は長期に亘って田舎で土地を経営し、三男の孟洛川（克恭）は商業の中心的な経営者であった。第三家の克恭の孟洛川という一門が、人数がもつとも多く、合計八人の息子がおり、家族のために支出した金もつとも多かつた。第一家の家主はすでに死去しているが、克勤という一門の長男、三男、四男がみな早世して人数が少なく、満足できず、第三家の克恭という一門にあまり支出させないように対策を講じたが、すぐに止めることはできず、自分の一門も同じく多く支出していた。第二家の克儉一門は自分が損をするのを恐れ、また同じく金を必要とした。それぞれの一門の支出を比べると、金の無駄遣いをして享楽に耽るほかは、できるだけ自分の一門を経営する家産に回していた。大家族資本は次第に分化していき、小家族資本となり、早期の資本の蓄積は資本の分散へと変わっていった。二十世紀四〇年末、中国共産党政権の創立前夜に、三家の共有する企業は最盛期の二四件から七件に減っていた。^⑥三家の間で財産をめぐって陰に陽に争ったのがその衰退の要因の一つと言わざるを得ない。

現代の華人社会でも、「諸子均分」の現象が見られる。最近台湾で盛んに話題になり、「経営の神」と呼ばれている王永慶の家族の財産分割の事例がある。

王永慶は一九一七年一月に台湾省台北県新店市直潭に生まれ、父の王長庚は茶の栽培を生業とし、生活は非常に苦しかった。十五歳で小学校を卒業したその年、王永慶は茶畑で雑役を勤め、後にある米屋で丁稚となった。二年目に彼は父が借りた二百元を元金として自ら米屋を開いた。一九五四年に資金を調達して台湾プラスチックを創業し、一九五七年に

操業を始めた。王永慶の勤勉な努力と優れた経営管理の下、「台湾プラスチックグループ」は台湾企業の中でもトップクラスの企業へと発展を遂げ、台湾プラスチック、南亜プラスチック、台湾化学繊維、台湾化学染整、台旭繊維、台麗成衣、育志工業、朝陽木材、新茂木材の九件の会社を管轄下に置き、アメリカでも数件の大企業を経営した。資本額は一九八四年に四五億ドル以上となり、年間営業額は三〇億ドルに達し、概算で台湾のGNPの五・五%を占め、民間企業ではトップであった。現在では、台湾の富豪の中で彼が堂々とトップの地位にあり、世界化学工業界では彼は「五十強」に数えられ、台湾で唯一「世界企業五十強」に数えられた企業経営の王者である。二〇〇八年五月一二日に四川汶川で地震が起こると、王永慶は一億元を復興のために寄付した。二〇〇八年十月一五日に王永慶はアメリカのニュージャージーの病院で心筋梗塞のため死去した。享年九二歳であった。

王永慶がこの世を去ったのは九二歳という高齢であったが、体の具合は特に悪くなかったのが台湾からアメリカへ行った。したがってその死去には多少違和感があり、当時の新聞によると王永慶は生前、三人の妻がいたが、一人目の妻には子供がおらず、二人目の妻との間に二人の息子と三人の娘がおり、三人目の妻の間には四人の娘がいた（それ以外に、前の夫との間にもう一人の娘がいた。死後総額九六四億新台幣の財産を残し、二人目の妻と三人目の妻の子供に分割相続する上で意見が一致せず、実現していない時に、まだ明らかにされていなかったが王永慶と前世紀五十年代に林明珠という未婚の女性との間に相次いで生まれていた二女一男（羅姓を名乗る）が、一族に帰属すること、遺産の相続権に参与することを要求した。王永慶の長男、二人目の妻との間の子王文洋はすぐに、もし法的な検証を経て羅姓の三人の子の身分が確認されれば、彼らに同等の財産継承権があることを認めると宣告した。こうして台湾の法律に

に基づき、九六四億の二分の一、すなわち四八二億は王永慶の一人目の妻が得て、あとの二分の一を二人の妻と三家の計一三人の子（羅姓の三人の子を含む）と、さらに一人目の妻（法律の規定によると、王永慶の一人目の妻〔嫡妻〕には総資産の二分の一を得る権利があるほか、王永慶のすべての子供に再分配することも可能である）の合計一四人で等分した。

この紛争は未だ合意に達しておらず、また二人目の妻の長男王文洋はアメリカに協力を求めて王永慶の海外の不動産の調査をしたと伝えられている。二〇〇九年八月一五日の『香港商報』の報道によると、王永慶にはさらに二六〇〇億新台幣の海外の遺産があると。さらに報道では、王文洋は二〇〇九年五月一三日にニュージャージー法廷に提訴し、裁判所に彼を海外の遺産の管理人に裁定するよう要求し、併せて王永慶の海外遺産の行方と総額を調べて明らかにする権利を要求したという。王文洋の弟、二人目の妻の次男王文祥は、二人目の妻の二人娘である王雪齡、王雪紅と協力して、一方で弁護士にも王永慶の遺産の管理人になるよう委託した。三人目の妻の五人の娘は長女王瑞華が代表して応戦し、王文洋、王文祥の要求に反対し、王永慶は決してアメリカ国民ではないと主張し、ニュージャージー法廷はこの案に対して管轄権はなく、この案を受理しなかった。二人目の妻と三人目の妻の子供の争いが収まらず、二〇一〇年八月二〇日に台湾のメディアのある報道では、王文洋は恐喝され、台北市の刑事大隊に特別勤務の警官に銃を持って護衛につくよう申請したという。さらに王文洋はイギリスから用心棒を招聘したと報道するメディアもあった⁷⁾。

王永慶が二〇〇八年十月一五日にアメリカのニュージャージー州で急逝してから一年近くの間、台湾メディアは依然として家産と王永慶の死後のグループ会社の理事会内の地位をめぐる王家の内紛を絶えず報道してきており、特に二人目の妻の子の王文洋と三人目の妻の子のさまざ

まな争いは一貫して絶えることなく、王永慶は亡くなってから八カ月経って漸く安らかに眠れるようになったのであった。しかし家族内の家産と権力の争いはまだ収まっておらず、遂には兄弟が殺し合うという危ない方向に進んでいった。

二〇一〇年九月末の最新のニュースによると、台塑グループの創始者である王永慶の遺産は五九五・五億元新台幣にのぼり、一一九新台幣の遺産税（遺産税は九月三〇日までに全て納められた）を除き、一人目の妻、二人目の妻、三人目の妻の協議に基づき、一人目の妻の王月蘭が一六一億、二人目の妻の楊嬌と三人目の妻の李宝珠がそれぞれ八六・八四億、あまりは王文洋を含む九人の子（三人目の妻と前の夫との娘を除く）がそれぞれ一二・四億ずつ得た。また自称王永慶の「四人目の妻」の子の羅氏兄妹は、血縁関係を証明できなかったため、遺産を分割相続できなかった。王永慶の遺産の争奪は漸く一件落着した⁸⁾。

勿論、上述の王家の「諸子均分」はすでに不可避の現代文明の烙印を押されており、女子にも財産の分割に参与する権利があった。これは王永慶の家族の財産分割の一つの特徴である。

台湾ではそのほかに著名な豪家もその例外ではなく、辜振甫が大業を成して亡くなる直前に、事前の約束に基づいてその従弟である辜濂松によつて家長や家業が継承され、辜濂松の後は辜振甫の長男が引き継ぎ、その後はふたたび辜濂松の長男に継承され、言わば豪家の事業は辜振甫と辜濂松の両家族間で「之」の字型で順番に継承されており、さらに辜の大家族には「永遠不分家」という五文字の協定があった。しかし辜振甫が重病を患い、長男が経営管理していた家業に多大な損害が生じた時、辜濂松を叔父に持つ家族はその巻き添えになることを恐れて亀裂が生じ、最後は「穏やかに分家する」ことで、辜振甫時代の豪家の大業は終わりを告げた。

イギリス植民地の香港に住んでいた著名な買弁家族の何東家の家業と家産の伝承は、一方では中国の伝統文化の烙印を深く刻み込まれていたが、一方では西洋文化の色彩を強く帯びたものであった。

何東（一八六二～一九五六年）は本名を何啓東、字を暁生といい、英語名はHo Tungと云う。何東の父はオランダの血統を持つイギリスのユダヤ人 T. Bosman（中国語名は何仕文）氏であり、彼の母は中国人の施氏なので、彼はヨーロッパとアジアの混血児である。何東は幼少の頃より母に養育され、中国伝統文化の薰陶を深く受けてきたが、一方で何東にはユダヤ人の商売を得意とする特徴が遺伝しており、早くも香港のぬきんでた買弁富豪となった。

何東は若くして香港の怡和洋行中国部に入り、初級補助員に任ぜられて翻訳の仕事を担当した。一八八二年に、怡和洋行傘下の香港火災保険会社の社長と広東海上保険会社の社長に昇進した。一八九四年には怡和洋行華総の社長に昇進した。一八九七年にはすでに自身も家も二〇〇万を超える富豪になっており、同年に何東は怡和洋行華総の社長を辞職し、弟の何啓福が引き継いだ。一九二六年工商日報を引き継ぎ、経営は十分に成功した。一九四一年、香港が占領される前に香港から離れて、マカオに逃れ、一九四六年元旦まで香港に戻って商売を続けた。一九五六年四月に香港で死去した。

何東の家庭の起りや彼の事業の背景については、いずれも何東が主にイギリス植民地化の買弁事業に従事し、実業を始めなかったことに気づく。彼の遺書によると、何東の名義である香港九龍娛樂有限公司の終身理事主席は息子の何世儉に与えられ、彼のもう一人の息子何世礼は香港工商日報有限公司の終身理事主席の職権を得た。同時に二人の息子はさらにそれぞれ二五万円の香港ドルを得て、息子の嫁もそれぞれ二万五千元の香港ドルを得た。このほか、何東の計七人の娘、女婿、さ

らに一人の私生児（何佐芝）、そしてすべての子孫が一定額の遺贈を得た。何東は遺言の中でまた別にいくらかの金を娘らの生活費として引き出し、彼女らが西摩道の厩大な住宅で生活できるように指示した。ほかにも、何東は極めて安全な対処をしており、あまつた遺産の処理については滙豊銀行に一切の権限を委ね、収入を子供に割り当てるか、あるいは慈善事業に用いるように指示した。^⑨

一族への対策以外に、何東は遺言の中で秘書、世話役、関係のある友人らの身近な人にも一人一人に金を分け与え、ほとんど一銭も漏れ落ちがなかった。身内や友人に対する気配り以外にも、何東は特に金を分け与えて、慈善組織に寄付したり、慈善基金会などを設置したりした。何東の遺産の処理は極めて細かく、ここで一つ一つを挙げることはできない。しかし前述の何東の遺産に対する処理から見ると、以下のいくつかの特徴がある。一、中国伝統の「男尊女卑」のやり方や、伝統習俗を破る行為は、結局は女性の家族構成員の家産の相続において、相当得るところがあった。二、何東は自分の名義の二件のファミリー企業を二人の息子が所有するものとして分け、各自で経営させた。このようなもともとあった資産を分割することで縮小していくのは否定できないが、こうした処理には二人の息子が経営にあたっての矛盾や衝突を避ける意味があった。三、何東がそのほかのあまつた遺産を銀行に処理を任せたのは、家族内部の者の出来が悪いことによる資産の損失を避け、同時に家族内の衝突や紛争を減らす狙いがあり、この万全の方法によって、その子孫の安定した生活を保障し、イギリス植民地地域における生活と大買弁の遺産処理の特殊なやり方を示したのであった。

何東はイギリス植民地化の富豪であることを恥じることはなく、家族の名誉と利益、子孫の富と地位を守るため、その遺産の処理を巡っては中国の伝統的なさまざまなやり方を超越していた。しかし何東はすべて

の子供とすべての身近な人に対して考慮し、過度の分家で産業を失って結局家族資本の著しい減少を招いたので、もし多くの子供を産んでいれば、間違いなく家業の衰退はさらに深刻化していたことであろう。ほかにも、何東の資産のほとんどは買弁によるもので、実業によって基盤を築いたものではなく、そのため何東の死去に伴い、その資産は衰退していった。何東はただ二人の息子だけに会社を伝承させたが、それも長続きはしなかった。

香港九龍娛樂有限公司を継いだ何世儉は、父の何東が死去して間もなく、不幸にもすぐに死去し、香港九龍娛樂有限公司は何世儉の二人の息子（何東の孫）に継承された。この二人の息子はうまく経営できず、前世紀六〇年代に香港九龍娛樂有限公司を売り出すことになった。香港工商日報有限公司の終身理事主席の地位を引き継いだ何世礼は、前世紀三、四〇年代に国民党の高官を勤めていたため、国民党との関係が親密で、香港が大陸に返還される前は、政治的配慮から新聞社を手放そうとした。両家の企業が終わった原因のすべてが家族内部の衝突にあるわけではないと考える学者もいるが、何東家業は最終的に二代目も争わせないようにはできなかった。

東南アジアで有名な、シンガポールで百年間食品の生産をしてきた経験を持つ華人ファミリー企業「楊協成飲食公司」も同様の結果となった。「楊協成飲食公司」の創始者は楊景連で、楊氏は八人の子、五男三女を育て、二〇世紀初頭に福建の実家で「楊協成醬園」を創立した。彼は企業名を「楊協成」とし、楊家の子に結束して事業の成功に協力することを望んだ。一九三五年、楊天恩は家族を引き連れてシンガポールへ移って「楊協成醬園」を開店した。第二次世界大戦中に、「楊協成醬園」店は日本軍の飛行機の爆撃を受け、一家の苦労はたちまち水泡に帰した。戦後一九四七年に一家は家を盛り返し、力を合わせてシンガポールで九エー

カーの土地を購入して醬油工場を再建した。一九五〇年から一九五五年の間、楊家の兄弟は皆シンガポールに行つて仲間として助力した。ちょうど企業が日に日に栄えていく時、一九五六年に兄弟五人が契約し、楊氏の家産を七つに分割し、五人の兄弟と最年長の孫、そして楊家の企業に特別に貢献した長男の家のもう一人の孫、楊至傑にそれぞれ分けることにした。

二十世紀六〇年代に楊家は黄金發展期に入り、マレーシア、香港、欧米などで楊家のチェーン店が見られるようになった。一九六九年に楊家企業は上場企業となり、飲料、缶詰食品市場で大変声望を得た。八〇年代、楊協成会社は事業で絶好調に達した。しかし九十年代以降に入ると、ちょうど企業が三代目まで伝承された時に内部の矛盾と紛争が絶えず、企業を有限株式会社に変更するを得なくなったが、実際の株式は七つの家庭が合同で所有していた。しかし七つの家庭の人数が次第に多くなつていった時、それぞれが自分の家の利益を計算して、内部の権力闘争は激烈になり、協調できなくなった。一九九四年七月一日に最終的に高等法院が「楊協成株式個人有限公司」を解散するよう判決を言い渡した。こうして百年近く続いた家族経営の老舗はまるで呪われたかのように、三代目の兄弟がいる中で音を立てて崩れていった。¹²⁾

儒家文化がいかに家族兄弟の「和を以て貴しと為す」と宣揚しても、「修身、齐家、治国、平天下」の準則を人々に呼びかけて、家産の「諸子均分」によって兄弟間の反目を避けようとしても、こうした華人ファミリー企業はいずれも、家族内部の相続権をめぐる生々しい紛争が原因で莫大な財産の破壊、衰退、あるいは没落、兄弟間の不和、家庭内の不穏を来していないものではなく、華人家族文化、ひいては儒家文化の悲哀と言わざるを得ないということが分かる。しかし同じ東方文化圏にある日本では異なる家族伝承文化を見出すことができ、新たな文化的思考を提

供してくれる。

2 日本の男子一人相続

日本の一人（一般には長男である）相続制は一四世紀中期に始まった。中国の唐代の『戸令』の影響を受けて、七一八年の『養老令・戸令』の「応分条」には「凡応分者、家人奴婢、田宅、資産、総計作法、嫡母、継母及嫡子各二分、庶子一分」と規定されており、日本は律令制度の時代（七世紀～十二世紀末）に家族財産の「不等分分割相続制」をとったとも言える。さらに日本では、女子にも家族構成員としての資格があったので、妻や妾、娘にも家産の分割相続に参与する資格があった。

注目に値するのは、「不等分分割相続制」の中の「不等分」が、後の「男子一人相続制」に移行する要素となったことである。律令制時代の末期になって、特に鎌倉時代に長男の地位も権威も大いに高まり、長男は「一族」、「二門」、「一流」の責任者として、それぞれの庶子を統轄して主君と幕府に対して責任を負った。財産相続の上では、庶子の分産相続制は実際にはすでに次第に有名無実化しつつあった。多くの大名の「所領譲状」から、十四世紀中期に男子一人相続が始まって各地で盛んになったことが分かる。「惣領」許可権、特に「惣領」の家産権の拡大と強化に伴い、長男に庶子を統率して家産を掌握する権利を集中させる「家督」が次第に当初の「惣領」に取って代わっていった。戦国時代の紛争、社会の動乱と不安の中で、家臣の土地が細分化されてなくならないように確保するため、また一族内で分産によって紛争が起こるのを避けるため、家産の長男単独相続とその庶子を統率する家長権を一体化した「家督」制度が最終的に十四世紀中・後期に各地で次第に確立していった。

十六世紀末に創業した住友グループは、初めは薬局と書店を経営して

いた。十七世紀初期に銅の精錬と精造業に力を注ぎ始め、一六九一年に別子銅山の開発をし、日本の封建時代の初めての工業資本家となった。今のように住友グループの事業が鉱業、林業、金属業、化学工業、電力業、そして信託、銀行、生命保険などに及んでいるのは、現代日本の経済では不可欠の主要な経済命脈のひとつである。本稿では住友史料館編『泉屋叢考』と、『住友史料叢書』の中の『年々諸用留』に関わった史料を整理して、住友家初代の政友（家祖）から現在の家主、一七代目の元夫までの継承関係を総合的に考察し、住友家の伝承を例に、日本のファミリー企業の伝承の伝統的様式を検討する。

住友家業の伝承の系図から、住友家一七代までの家主や家業の伝承は男子一人の一系統での伝承をその主軸としていることが分かり、二代目、九代目と十五代目の三代の養子が住友家に入って家主の地位を引き継いで家業を継承したほかには、十一代目の友訓に後継ぎがおらず、友親が弟の身分で十二代目の家主を継承したが、彼が病死して長男の友忠が家主を継承したのはわずか一週間しかなく、不幸にもすぐに死去した。しかたなく当時住友家の支配人であった広瀬宰平らの計らいで、友親の妻の登久が一時的に住友の家主を継承し（十四代目の登久の継承については、中国の伝統家族における「伝媳」と差異はないはずであり、以下の文を参照）、すぐに娘の満寿と徳大寺家の隆磨を結婚させ、一年後に隆磨は姓を住友、名を友純に改めて住友家の婿養子となり、住友の家主と家業を継承した。さらに史料には登久の家の姻戚が住友の家政と住友家産の分割に干渉したという記載は一切ない。筆者は、十八世紀に起きた「住友家事一件」と呼ばれる家族内の紛争が、注目して議論する価値ある問題と考えている。

この紛争は、五代目の家主友昌が健康上の原因で異母弟の友俊が家主の地位を代行したことによって引き起こされた。一七一九年の年末に、

住友家四代目の継承者友芳が死去した。翌年目の一月に長男友昌が家主を継承した。この時友芳の子供の世帯に長男友昌以外、後妻が生んだ二人の息子周富、友俊（大之助・権左衛門）と一人の娘がいた。当時、友昌は一六歳、周富は六歳、友俊はまだ三歳であった。周富は一七三二年に一八歳で病死した。一七三六年に友昌は結婚し、一七三八年に嫡男與作が生まれた。しかし與作は一七四四年に七歳で夭折した。長男の與作が夭折する前、友昌は自分の次男の善三郎（後の友紀）を友俊の猶子にして、大之助と改名していた。嫡子與作を失った友昌は一七四六年、やむを得ず友俊の猶子にしていた息子の友紀を引き戻した。

叔父としての友俊は一七四三年六月に住友本家から分かれて、豊後町、高間町、呉服町の三ヶ所に住居を持った。同年十二月、友俊は住友家から豊後町に引越して独立して両替商を經營した。すぐに友俊は二年目の一月に「泉屋理兵衛」と称し、その家系の家祖となった。

友昌は庶子が生まれた後、身体が弱いために一七五〇年に異母弟の友俊に住友の家政の総括を委任し、部下に協力するよう指示した。

友俊はこの時すでに自分の豊後町の家で独立して両替商を經營しており、友昌の委任を受けた後、友俊は住友と豊後の両家の家主となった。住友家の方では、一七五〇年と一七五一年に制定した家法が実際にはいずれも友昌と友俊の二人の名義でサインしたものである。¹⁵ 友俊はそれ以降の数年間に、また何度もその個人名義で本家（住友家）と自分の豊後家と別子銅山、江戸店などのそれぞれの店の家法を定め、そこでは番頭と手代のそれぞれの役割と業務規範を明確に規定している。¹⁶ したがって否定すべくもなく、友俊が住友の家政を統括していた時期に進めてきた一連の家政改革は、友昌の時代に一度現れた綱紀の乱れと奢侈の風潮を是正しただけではなく、後世の住友家の歴代家法、家風のために良好な基礎を固めた。住友家業は友俊の時代に繁栄期に入り、友俊は住友家業の

管理においては優秀な人材であったと言える。

一七五八年に友昌は病死した。翌年友昌の次男、すでに言及したかつて友俊の猶子となっていた友紀が住友家の家主と家業を継承した。この後発生した三〇年にも亘る友紀と叔父がかつて義理の父であった友俊の間の対立と紛争は、遂には大坂奉行所に訴えて調停の裁決を下されるまでに至った。さらに中日両国の家族伝承の文化の特徴を分析するために、以下では住友家のこの家族紛争の詳細な過程と当時の大坂町奉行所の家族調停裁決の結果について掘り下げてみよう。

友紀は六歳の時に義理の父友俊の家から実父友昌の家に戻ってきて、一七五七年に成人式を行い、一七五九年に十九歳で家主の地位を継承した。しかし家政の実権は依然として叔父友俊の手中にあった。友紀と友俊の対立は以下の数件の事件で露わになった。

まず友紀は友俊の娘との結婚を拒否した。続いて友俊の姉、すなわち友紀の伯母が友俊の事務に参与し、友紀に引退を勧め、すでに対立していた両者の関係をより深刻にした。さらにもと別子銅山の一番頭の七右衛門らは友紀から新幹部に任命され、現職の主要幹部の兵衛門と伝右衛門らとの新たな対立を引き起こした。そればかりではなく、友俊の多くの親戚が次々と大坂町奉行所に向いて友紀が引退するよう要求し、友俊の子友直が家主を引き継いだ。同時に、七右衛門は友紀の委託という名義で、友俊の家政の専横が不当であるので、友紀の実子安之丞（後の友輔）が家主を継ぐべきだと主張した。

一七七三年、奉行所は双方に十分な理由がないとして、友紀は鉾山の業務を重視すべきとして、家主の継承問題の解決は先送りされた。この時、友紀はすでに京都の山形屋の養子となっていた実子の安之丞を住友家に帰し、彼に家主を継承させる準備をしたいと要求した。

一年後、また奉行所に調停の請求をし、終に不和を仲裁することで決

着した。この後、数年間友紀が秘蔵していた武器と奢侈品が公開され、一七八〇年に奉行所は友紀の職務怠慢を厳しく咎め、彼の武器を没収し、友紀に隠居するよう命ずる判決を下した。友紀の側に立った七右衛門と問題を引き起こした番頭や手代はみな拘禁され、友紀に追隨していた親族と番頭らも厳しく咎められた。判決はさらに友紀の実子安之丞が実家に帰ることを認め、萬次郎友輔と改名し、二年目に住友家主を継承した。こうした状況で、友紀は住友本家に属する住宅の所有権と鉾山の所有者の名義を譲り渡したが、専ら賃貸の不動産（江戸時代は本家の付近に属する不動産を貸し出して、「掛屋敷」と呼んで本家の重要な資産の一つであった）と江戸店の名義を用いて提供しなかった。さらに友輔の後見人として、友紀が友俊らの親族と対抗し続けた。

友輔は家主の地位を継承した後、提出した銅鉾山の採掘を請け負う申請には親族と主要な番頭のサインがなく、審査の規定に違反して住友家のそれぞれの親戚から警戒された。このため一七八二年二月、住友家内の親族は住友家（本家）に誓約書を提出するよう要求した。こうして隠居中の友紀と息子の友輔はまた対立し始め、遂には友輔が住友本家から逃げようとしたが成功しなかった。この後友俊はまた住友本家に戻って実権を掌握した。続いて江戸店、特に浅草店の帰属問題が起こり、両派は争奪を続けた。この年の三月に友輔側の親族は銅山を採掘するために友紀の掛屋敷とそれぞれの店などが属する家主の物件を友輔に渡すよう要求を出した。一七八六年、大坂町奉行所はふたたび判決を下し、友紀と友俊の両方の親族の一部を拘禁し、彼らが家政に関与することを禁止した。参与した番頭と手代も流刑と厳しい咎めの処罰を受けた。判決を承けて、その年には住友家に属する大坂の掛屋敷は友輔に返された。翌年には江戸の店や掛屋敷も友輔の名義に渡された。友紀は松山町座敷に移り、隠居賄料年間四〇貫目の銀を支給されることになった。友俊は剃髪

して京都の塗師屋町に隠居し、「有齋」と名乗って、友俊の系統の豊後町家はその子の理吉（友直）が継承した¹⁷⁾。三〇年にも亘る住友の家主、すなわち住友家の継承者の紛争はこうして遂に幕を下ろした。

大坂町奉行所の調停裁決の結果から見ると、奉行所の調停裁決は結局「一家一主」の単子継承を原則として下した裁定であり、友紀と友俊の対立と衝突がいかに深刻であっても、最終的には双方とも家政から退いて権力と財産を譲り渡して隠居しなければならなかった。この日本の有名な家族の紛争は日本の「家」の伝承の原則、すなわち家長・家業（家産を含む）と住居という「三位一体化」した「一門」の継承を裏付けるものであった。

二 中国の「息子に伝えて娘に伝えず」、「嫁に伝えて婿に伝えず」と日本の「婿養子」の相続

家族の継承には二つの側面がある。一つ目は家族集団内の公共権力、すなわち族長、家長の地位の継承 (succession) (1) ことである。族長は核家族における父や母ではないことに留意されたい) である。二つ目は家族内の家産の相続と家業の伝承 (inheritance) である。日本語では「継承」は前者を指し、「相続」は後者を指し、両者を区別する。中国の伝統社会では、族長はしばしば宗族内の嫡子や嫡孫に継承されるが、同時に家産の「諸子均分」制がとられる。家族集団内の公共地位の継承は不可分のものであり、家産や家業は分割して引き継げるものであるとも言える。しかしファミリー企業では、家族内の公共権力と家産、家業の伝承はしばしば一体化されたものであった。このため本稿ではこうした「一体化」を基礎として、家産と家業の相続と伝承について論ずる。

注目すべきは、族長や家長の地位の継承にしろ、家産の相続や家業の

伝承にしろ、いずれも家族構成員が行うことが前提とされていることである。言い換えれば、家族構成員以外の者は、当然のこととして族長や家長の権利を継承する資格はなく、家産の相続や家業の伝承の資格もないということである。

1 中国における「息子に伝えて娘に伝えず」、「嫁に伝えて婿に伝えず」の社会習俗

中国では「姓」は宗族集団の外在的シンボルであり、同じ宗族の男女すべてに同一の姓が冠され、これは出生から死亡に至るまで終生変わらない。この点では女性は男性と同様実父の宗族集団に属する。しかし女性には結婚後、死亡すれば位牌は夫の宗族集団の「祠堂」に置かれる。社会的には結婚を境に父の宗族から夫の宗族へ移るのである。このように女性は父宗、夫宗の二面に引き裂かれ、父・夫どちらの宗族においても完璧な構成員資格は持っていない。このため代々伝わる家業、秘方、絶技は「息子に伝えて娘に伝えず」、「嫁に伝えて婿に伝えず」というのが中国の家族継承の必然的な結果であった。こうして歴史を経て積み重ねられてきた「息子に伝えて娘に伝えず」、「嫁に伝えて婿に伝えず」が、華人社会の民間習俗となった。これが中国の多くの秘方、絶技の伝承が途絶え、ファミリー企業が断絶した要因の一つである。華人の民俗を題材にした著名な作家馮驥才の『炮打双灯』を脚色した映画は、この伝統下の風俗文化を典型的に映し出したものである。

この映画は、中国の清末、黄河のほとりにあった三百年あまりの歴史をもつ、爆竹の生産と販売を家業とする老舗―蔡家の若き男装の女主人春枝が家業を伝承する物語である。この爆竹業の経営者には娘しかなく、幼少の頃からずっと男の子として育てていた。みなはその子であることを「坊

ちゃま」(原語は「少爺」で、五十年代前での社会で金持ちの家の使用人が主人の息子を指して言った)と呼び、少し成長してからは「ご当主」(原語は「東家」。男性に対してしか使わない)と呼んでいた。六歳の頃母親が亡くなり、十九歳になる年、父親もこの世を去った。蔡家の爆竹業は執事に代わり管理されることとなり、蔡家の内と外ではずっと春枝のことを「東家」と呼んだ。その年の旧正月、年若い旅の絵師牛宝が蔡家に雇われ正月用の吉祥絵を書くため屋敷に住み込む。その「ご当主」と牛宝が恋に陥り、二人の恋愛が執事に見つかり、蔡家と小鎮に大騒動が引き起こされた。長老たちとこのことについて話し合った時、「執事」はいう「(前略)ご祖先様がお定めになった。『ご当主』はご結婚がおできにならない。家業が焼き尽くされてしまうとも、他所の姓の者には伝えることができないのである」。その後、春枝は意志を貫き、またすでに牛宝の子を身籠っていたため、執事は鎮で長老たちの提案で爆竹合戦を開き、春枝の結婚を決めた。その結果、牛宝は競技で爆発によって下半身に怪我を負った。最後にその画家はまだ生まれぬ私生児を残したまま、哀れにもその村を追い出された。この映画の題名は日本で『哀恋の火花』という。

これは映画ではあるが、中国の「息子に伝えて娘に伝えず」、「嫁に伝えて婿に伝えず」の民間風俗を典型的に映し出している。

2 「婿養子」の継承と日本の家業の永続的発展

日本は古来から近親婚の風俗慣習を持っていたため、父親・母親血縁の混入、つまり血親、姻親が入り混じった無血統の家族構造になった。その重要な意義は、女性の子孫の家族構成員としての資格を排除しないことにある。したがって、家業と家産の相続、ないし家長の地位の継承においては、中国の「息子に伝えて娘に伝えず」、「嫁に伝えて婿に伝え

ず」とは異なり、息子のいない家族では、婿を養子として引き取り、法律の上では養子を引き取る手続きの後、婿を養家の法律上の息子にし、婿の「姓」を妻の「姓」に変え、妻の家の息子としての身分にすることができ、妻の家の家業と家産を相続し、養父の後を継ぐ一家の長とされた。それだけではなく、婿は自分の生家の家業を妻の家に持ち込み、妻の家の家業と家産とする場合もあった。日本の戦前の三大財閥の一つで、住友グループの起源がその典型的な例である。

住友家初代の始祖政友は一五八五年に越前丸岡（現在の福井県坂井郡丸岡町）の武士の家に生まれ、十二歳の年（一五九六年）に母親に連れられて寺に行ってお経を聴き、この時から仏教涅槃宗の空源の弟子となり、号を「空禅」とした。一六一七年に空源、空禅を代表とする涅槃宗の信徒が悉く宗教弾圧に遭い、彼らは江戸に送られて監禁された。これよりこの宗派は幕府によって禁止され、信徒は各地に送られてその地の大名に監視された。空禅は佐倉（現在の千葉県佐倉市）に送られて三年間監視を受け、京都に戻った後はふたたびほかのいかなる宗派にも帰依することとはなく、自ら「員外沙門嘉休」（員外沙彌嘉休ともいう）と称し、これより仏教を研究して書物を著して説を立て、同時に「富士屋嘉休」という店名で薬局と出版業を経営した。つまり還俗して商売を始め、住友の子孫から「家祖」と見なされるようになったのである。一六五二年に住友の家祖の政友が六七歳で永眠すると、彼が始めた薬局と出版業は彼の曾孫の代まで伝えられて終わりを告げた。²¹⁾

実は住友家の後の家業の基盤は、銅の精錬と精造業であった。この銅の精錬と精造業は政友の婿養子蘇我理兵衛に遡り、彼は自分の実家の「吹銅術」²²⁾を住友家に持ち込んだのであった。涅槃宗の信仰によって、蘇我理兵衛の父である蘇我理右衛門は住友政友の姉を娶り、その長男蘇我理兵衛も叔父（母親の兄）の住友政友の娘と結婚し（従兄妹の結婚）、住友に

改姓して友以と名乗り、住友家の婿養子となった。こうして蘇我理右衛門が若い頃に創始した「吹銅術」は、その長男理兵衛が婿養子の身分で住友家に持ち込んで伝承発展させてきたもので、住友家の後世のファミリー企業に伝えられる重要な基礎となった。これより住友企業はずっとこの婿養子住友家の二代目の継承者と見なし、住友家の「業祖」と呼んだ。

住友家は蘇我家から蘇我理兵衛を婿養子として迎えた後は、家長、家業、家産の伝承は主に単子直系相続を主軸とした。しかし住友家の家長は四〇〇年余りの合計一七代の伝承の中で、あと二回の養子と婿養子の相続がある。うち一回は一八〇七年の八代目の家主友端²³⁾の世継ぎの子がないまま亡くなったため、住友家は岡村家から養子の岡村淡路を迎えて九代目の家主とし、彼は住友と改姓し友聞と名乗った。あと一回は一八九三年に血縁関係のない婿養子―徳大寺家の隆磨が住友に改姓して住友家の一五代目の家主になっている。

九代目の養子の継承について史料を読み解くと、岡村淡路は住友家の三代目友信の子、正以の後裔であることが分かる。『年々諸用留』第二、三番（第二、三巻合刊）と、『敦賀市史』、『新莊古老覚書』などを合わせて考証すると、岡村家はかつて田中清六正長の子孫の一系統に属し、清六正長の次男の子孫であった。清六正長の長男正繁と其の子孫が父親の田中清六正長の家系を継承し、正繁の次男彦兵衛の系統には後継ぎがおらず住友家三代目の家主友芳の息子正以を引き取って養子とし、正以は一度田中と改姓し、田中彦兵衛正以と称した²⁴⁾。田中清六正長の次男新九郎は結婚後に岡村と改姓し、岡村家の養子となり、岡村勘左衛門景政と称した。景政の息子治直には家業を継承する子がおらず、この時すでに田中正繁を養子に引き取って、住友家の正以も岡村家に行つて治直の養子となり、岡村と改姓して岡村淡路と名乗り、岡村家の家業を継承した。

住友家九代目の家主友聞は岡村家から来た養子であったが、血統上はそれでも彼は住友家の子孫であり、住友家三代目友信の子、正以の子孫であった。

住友家一五代目の家主徳大寺家の隆磨と住友家については、完全に血縁関係がない。史料の記載によると、住友家一二代目の家主友親（前の一代目の家主友訓の弟）が一八九〇年十一月に四八歳で死去し、不幸なことに友親の子二三代目の継承者友忠は十九歳で家主の地位を継いだ。友親が死去した後一週間もしないうちに友忠も死去した。住友家はふたたび家業を引き継ぐ子がないという不幸に陥った。暫くして、住友家の統轄を任されていた広瀬幸平らが協議し、一方では友親の妻、友忠の母親登久が十四代目の家主を継承することとし、また一方では徳大寺家の隆磨と登久の娘、つまり友忠の妹の満寿を結婚させ、さらに隆磨は住友家の婿養子となって住友の家業を引き受けた。一八九二年に隆磨（二十九歳）と満寿（十九歳）は結婚した。一年後一八九三年、隆磨は住友と改姓して住友家一五代目の家主を引き受けた。

徳大寺家の隆磨の血縁の系譜を調べると、この婿養子は疑いようもなく日本史上の一三三代目の天皇、江戸時代の東山天皇（在位一六八七年～一七〇九年）の六代目の子孫であることが分かる。その系譜は以下の通りである。

東山天皇↓閑院宮直仁親王（東山天皇の六人目の子）↓鷹司輔平↓鷹司政熙↓鷹司政通↓徳大寺公純（徳大寺実堅の養子で幕末の公卿、権大納言、内大臣、右大臣）↓住友友純（もとの名は徳大寺隆磨、住友家の一五代目の家主の地位を引き継ぐ）。

つまり、友純の父、徳大寺公純は東山天皇の五代目の子孫で、もとの名を佑君といい、後に徳大寺実堅の養子となり、幕末期の公卿で、冠位は従一位にまで昇り、官位は朝廷の権大納言、内大臣、右大臣にまでなっ

たのである。公純は数人の子を生み²⁵、そのうちの一人は四歳の時に西園寺家の養子となり、西園寺公望と改名し、西園寺家の家長の地位を継いだ²⁶。西園寺公望は日本の一二代目、一四代目の総理大臣になった。公純の別の子で、公望の弟の隆磨は住友家の婿養子となり、住友友純と改名し、住友家一五代目の家主を引き継いだ²⁷。

住友のファミリー企業の伝承においては、日本の婿は自分の実家の家業を妻の家に持ち込んで妻の家の家業とすることができ、妻の家の姓に改めて妻の家の養子として妻の家の家業、家産や家主の地位を継承することもできることを見てきた。これが正に、日本のファミリー企業が後継ぎの子がいなかったために伝承が途絶えるということがなく、このため日本には数百年も衰えることなく続く商家やファミリー企業があっても不思議ではない所以である。これと上述の中国の「息子に伝えて娘に伝えず」、「嫁に伝えて婿に伝えず」の家業の伝承形式は明確に対をなすものであり、両者は完全に異なる部類に属する文化を表している。このため、筆者は上に挙げた『哀恋の火花』の映画を国際日本文化研究センターの比較家族研究会の学者らに紹介したところ、日本の学者らはどうしてもなぜ中国人が「家業が焼き尽くされてしまっても、他所の姓の者には伝えることができないのである」のかが如何しても理解できないのであった。

中国における「同姓不婚」のもとでは、婿は必ず妻の家系と異なる血統の人間であるため、家業をほかの「姓」の婿に伝え、あるいは養子に伝えても、家産の流失や、さらにはほかの「姓」の実家に移転することに対する懸念を拭いがたく、たとえ養子が兄弟の子であったとしても、こうした懸念は養父母の心中からは取り除きたい最大の悩みであった。こうした懸念には道理がないわけではなく、例えば、北京同仁堂の楽氏の家族は楽百齡の代に先祖代々の家業を相続する世継ぎがいな

いう嘆かわしい状況に陥り、楽百齡の死後、彼の母は一八三一年に楽百齡の高祖、楽鳴鳳の二番目の兄の楽鳳儀の五代目、楽平泉を楽百齡の養子とし引き取って、自分の孫にした。楽平泉は楽百齡の養子の身分となり、当時の楽家は同仁堂ではわずか半株しか持たない株主となった。

平泉は養子の身分で同仁堂の家業を相続し、一族内での兄弟間の紛争を避けるために、直ちに一族内の兄弟とともに証文をつくった。関係のある内容を抜粋すると次の通りである。

「今、清安（平泉本人のこと―筆者注）は毎月店の金を五〇文ずつ分けることとし、楽洵、楽淑、楽定文の三人の兄弟の各家庭に一五文ずつ分配し、そのほか甥の存儀に五文を支給し、宗族が仲良く助け合う関係を築き、後の兄弟の争いの種を取り除いておく。……その金は毎月同仁堂の通帳から引き出す。ともに相談の上、同仁堂薬局は永遠に清安のものであり、家具や欠損、利益はどれも一族の三人の兄の家族とは関係がない²⁸」。楽平泉はその経済力がまだ不十分である状況で、月ごとに同仁堂楽氏の家の財産を、一族内の三兄弟に分配することを決定したことが分かる。

しかし、筆者は日本史上の養子に関する専門研究をしている時に大量の関連する史料に接してきたが、養子が養家の家業や家産を相続した後、養家の家産を自分の実家の一族内の兄弟に分配し、養家の家産を実家に流失させたり移転させたりする事例は一例たりとも見つからなかった。日本では養子は一度養家と契約を交わすと、法律上は養家の一員となり、養家の家産を実家の一族の者に分ける理由はなく、実家にも養家の財産を手に入れることを要求する理由はなかったとも言える。逆に、養子としては必ず養家に対して責任を負っており、その責任は養父が自分の産んだ子よりもはるかに重く、さもないと養子の身分を失い、同時に生計を立てる術も失うこととなる。

むすび

上述した主な華人社会地域における代表的な有名な伝統家業の伝承方式を総合して観察すると、香港の何東の家族だけが例外であり、ほかのいくつかの家族企業のうちでも、いずれも家内の財産の着服や紛争、内輪もめや分産分家の不幸から逃れられなかった。何東自身はアジアとヨーロッパの混血児であり、買弁資本家でもあり、実業はなく、百年近くの間イギリスの植民地であった香港にいたので、彼の家産の伝承は中国伝統文化の影響を強く受けることは避けられないけれども、一方では西洋文化の特色を強く帯びており、二人の息子はそれぞれ企業を分割相続したが、いずれも実業性のない娯楽場と新聞社であり、また家族内の紛争や内輪もめによるものではなかったが、何東の後の家業のうち一つは二代目までで終止符を打つことになり、もう一つは三代目にも終わりを告げる運命となった。女子に対しても精一杯の配分をし、周囲の世話になった人や、ひいては友人にも遺産を贈与しており、家族内の女性と家族以外の個人を尊重する西洋文化の影響が見られる。特に何東はあまった遺産の処理については滙豊銀行に一切の権限を委ね、収入を子供に割り当てるか、あるいは慈善事業に用い、このような遺産の処分方法から見ると、植民地にいった人間の文化を顕現していた。この特殊な華人社会における例外もまた家族資産の伝承、管理のあらゆる行為を含めていずれも歴史が蓄積してきた文化の結果であることを証明している。

こうして再びいくつかの家族企業の見出すことができる。大陸の瑞蚨祥綢布店にしても、台湾の王永慶や辜家にしても、ひいては東南アジアの楊協成飲食会社にしても、家内の資金の着服、内輪もめ、紛争によって家族企業の危機と没落を招いていないものはない。その歴史

と文化の根源について筆者はすでに別稿で論じているが、そこで筆者は日中両国の「家」と家業が内包する差異とその形成の異なる歴史的要素を以下のようにまとめた。

(1) 中国では、「家」は父と男の子らの血縁関係を主軸として、父系の血統を神聖で超越を許さないものとした。中国では兄弟各自的な家族は血縁集団内部の経済が自然分化した結果であった。³¹⁾

(2) このため血縁の大家族(兄弟の家族を含む複数家族)が分化してできた兄弟個人を中心とする単位家族は、自らの単位家族が複数の大家族の中で生存するのを求めるために、あらゆる手段を尽くして大家族の共同の利益を犠牲にすることを惜しまず、兄弟各自的な単位家族が複数の大家族から最大限の経済的利益を得るようにした。中国の大家族では、一方ではさまざまな方法で大家族の「同居共財」を求め、一方では経済面において単位小家族の大部分は大家族の利益を犠牲にして、自分の小家族の利益の最大化を求めた。このため、大家族の分裂は必然であった。

(3) 父系の血統を超越することを許さないため、自分の子が優秀な経営人材ではない、あるいは経営者に後継ぎの息子がいないとき、ファミリー企業は無くなる運命に陥らざるを得ない。これも中国の多くの秘方、絶技の伝承が途絶え、ファミリー企業が断絶した要因の一つである。

つまり、中国で父系の血統でつながる宗族は、男性子孫は祖先を同じくする祖先の子孫や、伝統宗族が「同居共財」を実行し、父母が健在であるにもかかわらず分家し財産を分割した子孫は不孝不義と見なされた。また他方では、父親の後である子らの持つ平等な構成員としての資格に基づいて、家産の「諸子均分制」をとった。「同居共財」と「諸子均分」の矛盾した組み合わせは、必然的に家族内の熾烈な闘争と兄弟の反目を引き起こした。

本稿で例示した日本の例は、異なった文化の視角から以下の点を提示

している

(1) 日本では、経営体の「家」を神聖なものとして、「家業」をその主軸とし、その永続的な伝承は揺らぐことがなく、血統は超越できるものであった。その歴史的な理由は、日本の家族は血縁集団内部の経済が自然分化した結果ではなく、天皇の一連の国家政策によって、国家権力がウジ集団の分化、「家」の誕生を促したことにある。³²⁾

(2) こうした「家」は天皇から賜った職業によって生存を維持し、血縁のつながり以外の形、例えば構成員間で互いに認めた権利と義務によって集団内部の相互関係を維持するなどの形をとった。家長と家業(家産を含む)、住居という「三位一体化」した単子一系の伝承様式により、家業と家産が諸子分産によって衰退するのを避け、同時に家庭内の兄弟の内紛によって矛盾と衝突を引き起こす原因を途絶させた。

(3) 日本では、「家」を神聖なものとして、「家業」をその主軸とし、その永続的な伝承は揺らぐことがなく、血統は超越できるものであったため、優秀な経営人材がいらない、あるいは経営者に後継ぎの息子がいないとき、養子・婿養子を取り入れ、優秀な経営人材の資源と知力資源を解決できる。それを通してファミリー企業は永続的経営体になる。

これは日本のファミリー企業が永続的に発展する経営体となった鍵であり、日本のファミリー企業と中国のファミリー企業のもっとも深い部分で、もっとも本質的な文化的差異であると言える。

注

- ① 馮爾康主編『中国宗族社会』(浙江人民出版社、1994年)第1章。また拙著『日中親族構造の比較研究』(『思文閣史学叢書』思文閣出版、2005年)付篇1「中国の宗法制と宗族およびその研究の歴史と現状」、355〜400ページを参照。

- ② 仁井田陞『唐令拾遺』「戸令」。

- ③ Eleni T Stavrou, Paul Swiercz Securing the future of the family enterprise: A model of offspring intentions to join the business. *Entrepreneurship Theory and Practice*, Waco, Winter 1998: 19～41ページ。
- ④ 張兵『接班人計画—家族企業代際伝承模式』(当代中国出版社、2007年) 17ページより重引。
- ⑤ 帝国データバンク史料館・産業調査部編『百年続く企業の実態——老舗は変化を恐れない』(朝日新聞出版、2009年) 50～51ページ。
- ⑥ 以上の資料は中国科学院経済研究所中央工商行政管理局資本主義経済改造研究室編『北京瑞蚨祥』(生活、読書、新知三聯書店、1959年) 第1章。
- ⑦ 2010年8月20日台湾『今日新聞』と『台海視線』に関連する報道がある。
- ⑧ 台湾TVBSテレビによる。
- ⑨ 鄭宏泰、黃紹倫『香港大老何東』(三聯書店(香港有限公司)、2008年) 359ページ。
- ⑩ 同9注、328～340ページ。
- ⑪ 同9注、364ページ。
- ⑫ 李秀娟、李紅『富不過三代』(八方文化創作室、2007年) 第1章。
- ⑬ 例えば沙欄朝念讓狀(所領転讓証書)に記載があり、家伝の私有領地を嫡子に譲って継承させ、嫡子には兄弟らを扶養する義務がある。
- ⑭ 中国史上には兄弟の息子を自分の息子と見なして「猶子」とする風習がある。こうした風習も日本に伝わってきている。日本ではいわゆる「猶子」は、他人の子と父子関係を結ぶもので、養子と似ている。しかしその相互関係は契約に基づいて定まるものであり、日本人が養子を引き取る目的は明確で、例えば猶子が後に官位を昇進させるためなどである。しかし養子との差異は、猶子は日本では姓氏を改めないで、その「父子」関係には不安定な一面があることである。
- ⑮ 住友史料館編『年々諸用留』(住友史料叢書) 7番。
- ⑯ 住友史料館編『泉屋叢考』第23輯、「近世住友の家法」。
- ⑰ 住友史料館編『年々諸用留』8番、(住友史料叢書、思文閣出版、2004

- 年)。
- ⑱ 滋賀秀三『中国家族法の原理』創文社、一九八一年版、二十頁。
- ⑲ こうでいう「嫁に伝える」とは夫が亡くなっていて子が幼い時に、その夫の妻が息子の成人した後に「中継人」として家長・家業を継承するということに過ぎない。子供が成長してその妻がしばらく持っていた家長権と家業権を成長した子に渡さなければならぬ。しかし婿はたとえ「入り婿」であったとしても、家業も直接入り婿に伝えられることは出来なかった。家に男性の子孫がいないうとき、民間には娘や婿の第二子に母方の姓を改姓することで、娘側の家業と家産を継承する方式があった。
- ⑳ 拙著『日中親族構造の比較研究』(思文閣出版、2005年) 第三章「日本古代社会の婚姻形態と血縁構造—中国の『同姓不婚』との比較において」を参照。
- ㉑ 住友の家系図を調べると、政友の曾孫友治は後に曾祖父政友の養子であった友以の子、すなわち友貞の婿養子にしている。
- ㉒ 初期の銅と銀を溶解する温度差で分離する技術のことである。
- ㉓ 「家主」とは家長のことである。日本の中世と近世では「家督」とも称した。『世鏡抄』には「家徳」の用語が出ており、「徳」と「得」につながっており、富と財産を持つという意味を持つと考えられる学者もいる。また日本語の「督」と「徳」、「得」は同音であるため、「家督」は家長の意味を含む以外に、「家産」と同じ意味とも見なすことができる(福尾猛市郎『日本家族制度史概説』、吉川弘文館、1972年、135ページを参照)。「家督」の用語は家長の権力を重視している。鎌倉時代、「家督」は嫡子(実際の生活では、嫡子でなければならぬとは限らない)の単独継承であり、財産は諸子不等分産継承制をとった。室町時代には、家長権と財産継承権は一体となり、嫡子によって単独継承されたが、各地にまだ統一して長男による単独継承制が確立されていたわけではなかった。1世紀あまり経た後に、家長権と財産継承権は一体化された「家督」の長男による単独継承制が確立され、幕府に対する絶対的な責任が実現された。明治憲法が施行されてからは、民法に大幅な修正が加えられ、「家督」制は廃止された。このため、これらの用語は同じ語意を持ち、異なる重点も持つ。本稿では統一して「家主」を用いて混乱を避ける。

- ②④ 住友史料館編『年々諸用留』第2、3番（第2、3巻合刊）、153ページ。
 ②⑤ 公純は一貫して正式な結婚をしなかったため、彼の息子はみな庶子と見なされる。
 ②⑥ 西園寺家と徳大寺家は実際には同じ清華家の血統であり、日本古代の大貴族藤原氏北家閑院流の後裔であり、みな藤原公季を家祖と見なしている。
 ②⑦ 『年々諸用留』第2、3番（第2、3巻合刊）「題解」、または住友本家内芳泉会編『住友春翠』（1976年）、178～190ページを参照。
 ②⑧ 中国の伝統社会では「同姓不婚」を実行すると同時に、「異姓不養」をも実行する。ゆえに夫は妻の姓と異なり、養子になることも当然できない。また、日本の婿養子に類似するのは「上門女婿」であるが、「上門女婿」である夫の「姓」を、妻の家の姓に変えることは出来ない。この場合、彼らの二番目の息子の姓を、母方の家の姓に変更することが可能にな

る。それと同時に、その息子は母親の家の家長や資産および家業を継承することができる。

- ②⑨ 中国北京同仁堂集团公司北京同仁堂史編委会編『北京同仁堂史』（人民日報出版社、1993年）、151ページ。
 ③⑩ 拙文『日中伝統家業の相続に関する歴史的考察』（立命館大学人文学会編『立命館文学』、2010年6月、第617号）。
 ③⑪ 同注30、50ページを参照。
 ③⑫ 同注30、51～52ページを参照。
 （付記）本論文を執筆するに当たって、日本語の添削は北村稔先生のお世話になった。なお、本研究を進める過程で、幸い住友財団の研究助成金の援助を賜った。併せて感謝を申し上げたい。

（香港大学香港人文社会研究所助教授）